

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	真岡市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	

執行機関名 真岡市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	真岡市遺児手当支給条例(昭和44年条例第36号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成29年条例第1号)別表第1 第1の項 真岡市遺児手当支給条例(昭和44年条例第36号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)	真岡市遺児手当支給条例(昭和44年条例第36号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、市が、父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		真岡市遺児手当支給条例(昭和44年条例第36号)